

「旅行者向け観光ガイドブック」作成業務実施要領

1 趣旨

県内8市9町を圏域とする香川せとうちアート観光圏では、「瀬戸の恵み さぬきの旅～せと、人、アートで おもてなし～」というブランドコンセプトの下、2泊3日以上滞在交流型観光の推進に取り組んでおり、瀬戸内海の豊かな恵みの中で育まれてきた自然や歴史、食文化やアート作品といったさまざまな魅力を楽しみ、そこに暮らす人たちとふれあってもらふことで、滞在日数を伸ばし、満足度やリピート率を高めるためのツールとして「旅行者向け観光ガイドブック」を作成する。

2 概要

(1) 名称

「旅行者向け観光ガイドブック」作成業務に係る企画競争（以下「企画競争」という。）

(2) 選定方法

企画競争（コンペ方式）により選定

(3) 事務局

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10（県庁東館5階）

公益社団法人香川県観光協会（以下「香川県観光協会」という。） 苺谷（たばこだに）・青木

TEL：087-832-3377 FAX：087-861-4151

(4) 提出物

- | | | |
|-----------|-------------------|---------------------|
| ① 応募意思表明書 | 別紙様式1 | 1部 |
| ② 企画提案書 | 別紙様式2 | 6部（※会社名は1部のみ入れること。） |
| ③ 提案作品 | 表紙及び全日モデルコースのデザイン | 6部（※会社名は1部のみ入れること。） |

※資料1 「旅行者向け観光ガイドブック」作成業務仕様書」を参照。

(5) 応募受付期間【厳守】

① 応募意思表明書

平成28年12月19日（月）17時までに香川県観光協会へ提出すること。（郵送の場合必着）

② 企画提案書 及び ③提案作品

平成28年12月26日（月）17時までに香川県観光協会へ提出すること。（郵送の場合必着）

(6) 契約限度額

本業務の委託料は、6,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 審査

(1) 審査方法

書面審査を行い、採否を決定する。

(2) 決定

審査結果に基づき、業務を委託する採用業者を選定する。平成29年1月5日（木）を予定。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に書面で通知する。

4 契約

香川県観光協会は、採用業者に、「旅行者向け観光ガイドブック」作成業務を委託する。（業務内容は資料1「旅行者向け観光ガイドブック」作成業務仕様書参照。）

5 その他

- (1) 企画提案に要する経費は支給しない。
- (2) 本企画競争に関する質問は、FAX等により文書で問い合わせること。なお、各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項については応募者全員に書面で送付する。
- (3) 制作物の著作権（著作権法27条、28条に定める権利を含む。）は、すべて香川県観光協会又は香川県観光協会が指定する者に帰属するものとする。他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、香川県観光協会に報告するものとする。
- (4) 制作物は、香川県観光協会又は香川県観光協会が指定する者が、メディアやホームページ等で追加負担なく使用できるものとする。
- (5) 採否にかかわらず、企画提案書等は返却しない。また、一旦受理した書類の受付期間を越えての変更・追加は認めない。
- (6) 業務については香川県観光協会と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。